

宇都宮市農業委員会 第5回定期総会議事録

- 1 開催日時 令和7年4月25日(金) 開会 午後4時00分
閉会 午後5時04分
- 2 開催場所 宇都宮市役所 14階 大会議室
- 3 出席者
 - ・農業委員17名
櫻井委員, 恩田委員, 平出委員, 中山委員, 小島委員, 相良委員,
小野口委員, 佐藤委員, 手塚(孝)委員, 手塚(敏)委員, 田崎(昌)委員,
永岡委員, 吉澤委員, 福田委員, 村田委員, 宇梶委員, 高橋委員
 - ・農地利用最適化推進委員23名
菊池委員, 田崎(肇)委員, 齋藤(正)委員, 高橋委員, 青柳委員, 黒後委員,
篠崎委員, 鮎澤委員, 関根委員, 森田委員, 福富委員, 大澤委員,
福田委員, 床井委員, 竹原委員, 阿部(律)委員, 橋本委員, 増淵委員,
笹沼委員, 黒崎委員, 坂本委員, 阿部(則)委員, 菱沼委員
- 4 欠席委員
 - ・農業委員2名
刈部委員, 伊澤委員
 - ・農地利用最適化推進委員7名
齋藤(勝)委員, 野澤委員, 北條委員, 鎌倉委員, 上田委員, 富貴澤委員,
田口委員
- 5 議事録署名委員2名
手塚(敏)委員, 田崎(昌)委員

事務局 宇都宮市農業委員会第5回定期総会を開会いたします。
現在の農業委員の出席委員数は17名、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員と表記」は23名であり、会議規則に定める過半数に達しておりますので、本日の総会は、成立することをご報告いたします。

事務局 続きまして、次第2「宇都宮市農業委員会憲章」の唱和を行います。
恐れ入りますが、全員、ご起立をお願いします。
なお、憲章につきましては、総会資料表紙の裏面をご覧ください。
事務局が唱和のリードを務めますので、それに続き、5項目の主文の唱和をお願いいたします。

(唱和)

事務局 ありがとうございます。ご着席願います。
次に、会議次第3「会長あいさつ」をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。
それでは、会議次第4「議長の選任」に入ります。議長につきましては、宇都宮市農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となると規定されておりますので、会長に議長をお願いいたします。
会長、よろしく願いいたします。

会 長 それでは、暫時、議長を務めさせていただきますが、皆様のご協力により、円滑な進行をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、会議次第5「議事録署名委員の選任」に入ります。
会議規則の定めるところにより、議事録署名委員2名を選出したいと思いますが、議長が指名することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がありませんので指名いたします。
議事録署名委員は、11番 手塚敏子委員、12番 田崎昌克委員の二人をお願いいたします。

それでは、会議次第6「議事」に入ります。議案第1号「令和7年度農業委員会活動計画（案）」について、事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、1ページの、議案第1号「令和7年度農業委員会活動計画（案）」について説明いたします。

まず、一段落目は、農業・農村を取り巻く環境の説明です。

そして、二段落目ですが、今月、改正基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されましたので、その中で、生産力向上、付加価値向上や輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るための具体的な施策が掲げられたところであると記載しております。

三段落目では、本市の取組を記載しております。

最後の段落におきましては、先ほどの会長のごあいさつにもありましたとおり、本市農業委員会においては、「農業を守り育てていく」という農業委員会の果たすべき役割を深く認識して、次の事項について積極的に行動しますと、最後に記載しております。

2ページ、3ページをご覧ください。

農業委員会の事務は、農業委員会等に関する法律（以下「法」と表記）第6条に定められていますが、それらを6つに分けて記載しております。

まず1番、優良農地の確保と農地の有効利用に関する事項、こちらは、法第6条第1項による事務ですが、（1）農地転用許可の適正な執行、（2）農地転用許可後の履行状況の調査・確認・指導、（3）農地転用違反への適切な対応に取り組んでまいります。

続いて2番、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、こちらは、法第6条第2項による事務ですが、（1）担い手への農地利用の集積・集約化、（2）遊休農地等の発生防止・解消、（3）新規参入、以上3つの推進に努めることと併せて、（4）耕作者等に係わる助言・相談に日頃から取り組んでまいります。

なお、2の（1）のウですが、昨年度は、「地域計画」に掲載する「目標地図（素案）」の作成としていました。今年3月末に「地域計画」が策定されましたことを受け、今年度は、「地域計画」の定期的な見直しへの協力と変更しております。

続きまして3番、農業経営の合理化に関する事項。こちらは法第6条の第3項に定められています。

（1）青色申告事業の推進、（2）農業者年金事業の推進、（3）家族経営協定の推進を掲げているところがございます。

次に4番、農業一般に関する調査・情報に関する事項。こちらも法第6条第3項に定められている事務でございます。

(1) 専門委員会の活動。今年の2月の定期総会の際に、令和6年度の専門委員会の調査報告を行ったところでございますが、今年度も、同様の活動を続けていくということです。

(2) 「うつのみや農委だより『きずな』」の発行。

(3) は、3年に1回の「農作業受委託料金等の改訂」ということで、本総会の最後の「その他」の際に改めて担当者から説明いたしますが、今年度はこうした取組があるということでございます。

そして5番、農政に関する事項ですが、こちらは、法第38条に定められております。

農業委員会は、農業・農村の声を代表する組織でございますので、農村に関する意見という所で、農地等利用の最適化推進施策に関する意見、それから、今月を提出期限ということで委員の皆様をお願いをしております、農業関係税制改正に関する要望を提出することでございます。

そして最後に6番、関係機関との連携ということで、農業委員会ネットワーク機構、関係行政機関、関係団体と連携していくことを記載しております。

議案第1号の説明については以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

委 員 (意見なし)

議 長 それでは、議案第1号「令和7年度農業委員会活動計画(案)」については、原案のとおり承認いただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の4ページをご覧ください。

議案第2号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表（案）」についてご説明いたします。

法第37条に「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と定められています。

つきましては、令和6年度の、宇都宮市農業委員会の実績につきましても、本総会での議決後に、6月までに本市のホームページ上で公表を行う予定になっております。

それでは、「Ⅰ 農業委員会の状況」 令和6年4月1日現在 から順に説明させていただきます。

「1 農業委員会の現在の体制」ですが、農業委員が（実数）19名、農地利用最適化推進委員が30名となっています。

次に「2 農家・農地等の概要」につきましては、5年毎に行われている農林業センサスの数字に基づいて記載しております。

認定農業者や基本構想水準到達者等の数につきましては、農業委員会で昨年、調査した数字を掲載しております。

耕地面積につきましては、田と畑を合わせて11,900haを計上しているところです。

次に、5ページの「Ⅱ 最適化活動の実施状況」について説明させていただきます。

農業委員会の実績及び点検評価結果ということで、昨年度の農地の集積や、遊休農地の解消の実績について説明させていただきます。

「1 最適化活動の成果目標」ですが、「①現状及び課題」として、管内の農地11,900haに対し、これまでの担い手への集積面積が6,410ha、集積率は53.9%という現状になっておりました。

課題としましては、担い手の高齢化・後継者不足により、新たな担い手を確保・育成していく必要があるということと、農地の面的な集約化及び農地整備が必要、という課題を掲げていたところでございます。

それを受けて、「②目標」としましては、令和9年度までに、農地の集積率を80%を目指していくということで、令和6年度は、100haを担い手へ集積するというものです。昨年度の農地集積面積の目標は、令和5年度までの集積面積6,416haに100haを加えた6,516ha、集積率54.8%を目標として掲げたところです。

「③実績」でございますが、集積面積は、100haの目標に対して、519haと、目標を大きく上回る集積を行うことができました。集積面積の累計は6,935ha、集積率は58.3%を達成することができました。

昨年度掲げました集積率の目標に対して、106.3%という数字を達成することができております。

農業委員会の点検結果としては、宇都宮市農業公社と連携し、担い手への農地利用調整に取り組んだ結果、目標を上回る集積面積を達成することができました。

皆様のご協力、大変ありがとうございました。

次に「(2)遊休農地の発生防止・解消」についてです。

令和5年度の利用状況調査の際に判明した遊休農地の状況ですが、1号遊休農地全体の面積が57.6ha、うち緑区分、遊休化の初期の段階が31.2ha、もう少し遊休化が進んでしまった黄区分が26.4haの内訳でございました。

これを受けて「②目標」ですが、「ア 既存遊休農地の解消」について、令和3年度までに発生した緑区分の遊休農地面積が8.0haあり、これを5年かけて解消しようということで、緑区分の既存遊休農地の解消目標面積を1.6haと掲げていたところです。

次に6ページ(b)、黄色区分の遊休農地解消についてですが、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地が26.0haございました。

こちらにつきましては、基盤整備事業や、地域計画策定の際の地域会合において、工程を定めるなどして、目標を定めていたところです。

「イ 新規発生遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」ですが、令和5年度の利用状況調査の際に判明した緑区分の遊休農地が3haありましたので、こちらを併せて解消していくということで、目標に掲げたところでございます。

③実績ですが、「ア 既存遊休農地の解消」ということで、令和6年度の緑区分の遊休農地の解消実績は0.6ha。年度目標に対しての達成率は36.7%で、目標の達成はできなかったのですが、今後は、可能な所は早めに解消するよう、ご協力をお願いしたいところでございます。

次に「b 黄区分の遊休農地の解消」につきましては、今のところ、工程の策定はないという状況です。

次に「イ 新規発生遊休農地の解消」。令和5年度に発生したものにつきましては、解消実績は無かったので、0haと計上しております。

④その他についてですが、農地の利用状況調査の実績を記載しております。

昨年の8月、非常に暑かったり、(実施日によっては)雨が降ったりする中、(農業委員や推進委員の)皆様にご協力をいただいて、各地区での遊休農地の状況の調査を行いました。

8月の調査で判明した1号遊休農地の面積は59.8haで、うち緑区分が27.6ha、黄色区分が32.2haということでございます。

この結果を受けまして、農地の所有者を対象に利用意向調査を行いました。10月から11月にかけて行い、12月に取りまとめを行いました。

(農業委員や推進委員の)皆様には多大なるご協力をいただき、ありがとうございました。

農業委員会の点検結果としましては、遊休農地の利用調整に取り組んではいるものの、担い手不足等のため、遊休農地は増加傾向にあると、記載しているところでございます。

(3) 新規参入の促進について、ご説明いたします。

①現状及び課題についてですが、令和4年度から6年度の新規参入経営体数と、そこに集積を行った農地の面積を記載しております。

こちらは、親元就農等を除いた、まっさらな状態から農地の取得を始めた新規就農者を計上しています。

課題としては「農業従事者の高齢化や離農が進み、後継者が不足している地区があるため、地域農業の新たな担い手を確保・育成する必要がある。」と記載しております。

②、これを受けた目標ですが、令和2年度から令和4年度までの農地の貸し借り等の権利移動面積が(年度)平均で576haあり、この内、1割の57.6haを、新規参入を目指している方向けに公表して、農地の取得に繋げていこうと、(目標として)掲げているところです。

これを受けて、③実績ですが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した面積は3.1haです。目標に対する達成状況は5.4%で、一見、少なく見えるかも知れませんが、まっさらな状態から新規参入を果たした経営体が7つあったことと、どの経営体も、不足することなく農地を取得できていて、大きな問題は起きなかったと認識しているところでございます。

農業委員会の点検結果としましては、「貸付等について農地所有者の同意を得た農地を把握することは困難であるが、新規参入者への農地の利用調整に取り組んだ結果、新規参入者は一定の農地を取得することができた。」と書かせていただいております。

次に「2 最適化活動の活動目標」についてご説明いたします。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、1人当た

り、1ヶ月に10日、活動を行っていただくことを、目標として掲げていたところでした。

また、「(2) 活動強化月間の設定」としましては、年間4回、強化月間を設定いたしました。取組時期と取組項目につきましては、農地の集積ということで、地域計画の策定に向けた話し合い活動、これを4月と9月(に設定)。遊休農地の解消ということで、8月に利用状況調査を設定しました。それを受けて、10月と11月に利用意向調査を行うということで掲げさせていただきました。

②実績ですが、時期は前後しますが、皆様に多大なるご協力をいただきまして、農地利用状況調査と農地利用意向調査を行うことができました。

また、地域計画に係る話し合い活動については、当初、2回を予定しておりましたが、多い地区では4回、農業委員や推進委員の皆様にご参加をいただき、大変、成果が上がったとされているところがございます。大変ありがとうございました。

次に8ページに移ります。「(3) 新規参入相談会への参加」について、年に2回の参加という(①)目標を掲げさせていただきました。実績としては3回、ご参加をいただきまして、当初掲げていた目標よりも多くの回に参加していただきました。新規参入を検討されている方に、非常に参考になるご相談をいただいたかと思えます。

こちらにつきましては、今年度も、開催日が近づいて来たら、連絡会等の場でご案内します。積極的にご参加いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、「目標の達成状況の評語」ということで、昨年度の農業委員、推進委員の活動状況について、全体的、総括的な評価をさせていただいております。「目標に対して期待どおりの成果」と記載させていただいております。

その下にあります、「推進委員等の点検・評価結果」については、表のとおりとなっております。

次に9ページ「Ⅲ 事務の実施状況」についてご説明致します。

「1 総会、部会の開催実績」についてですが、総会につきましては、各月毎にこのような形で開催したということで記載しております。

2番以降につきましては、担当が変わりますので少々お待ちください。

事務局 「2 農地法第3条に基づく許可事務」についてです。1年間の処理件数は119件、うち許可が118件でございました。また処理期間についてですけれども、申請書受理の締切日から、処理期間を28日間と定めておりまして、(処理期間の)平均で28日となっております。(この日数と)

総会の開催日及び申請書の締切日につきましても、(本市の) ホームページ上で公表しております。

それから「3 農地転用に関する事務」につきましては、権限委譲の状況ということで、農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に宇都宮市が指定されています。平成30年10月からです。

1年間の処理件数ですけれども、192件、うち許可件数は192件でございました。また、処理期間につきましては、申請書受理締切から42日間と定めておりますが、平均では29日間で処理をしております。

「4 違反転用への対応」ということで、管内の農地面積11.900haのうち、年度末時点の違反転用面積は2.9haでございました。

違反転用解消のために実施した活動内容は、記載のとおり、是正計画書を提出するよう文書指導を行ったり、口頭による指導を行ってまいりました。

実績としては、違反転用が解消された面積は0.4ha、件数は3件です。事務につきましては、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問等がありましたら、ご発言願います。

農業委員 「新規参入の促進」の中で、権利移動面積について、1割の57.6haを、新規参入を目指している方向けに公表するということですが、新規参入者の多くはイチゴ栽培で、必要な面積を考えると、57.6haという数字は余りに大きく、相当多くの新規参入件数が必要であり、現実的ではないと思います。

事務局 まったくその通りでありまして、本市における新規就農者の多くはイチゴ栽培を選んでいきます。

(目標)設定の仕方が、国から示されていて、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を記入すると決められているのですが、(本市農業で)主に作付けされているのは、水稻や麦等の土地利用型の圃場が多いので、記載の面積になっています。

委員ご指摘のとおり、本市の新規参入の傾向では、達成がほぼ困難な状況と言えます。

なので、この数字に引っ張られ過ぎることなく、新規参入希望の方がおられたら、宇都宮市農業公社が伴走支援を行う中で、地域の農業委員や推進委員に協力の要請があると思いますので、農地の確保が円滑に進むようにご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

農業委員 ありがとうございます。

農地の集積についてなのですが、集積が大きく進んだ要因についてはどうお考えですか。

事務局 例年、100ha前後の集積が行われているので、平均値ということで、100haという目標値にしているところです。年によって50haしか進まなかったり、200haから300haに達する年もあり、そのような中で、519haという実績でした。要因の分析はしにくいのですが、地域計画の策定や、基盤法から促進計画への制度変更がされる前にと、駆け込みで貸し借り等の権利移動をするという動きが要因の一つかと考えているところでございます。

間違いなく、これが要因だというものではありません。

農業委員 ありがとうございます。

議長 他にありませんか。

委員 (意見なし)

議長 それでは、議案第2号については、原案のとおりご承認いただくことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないと認め、原案のとおり決定致します。

続きまして、議案第3号「令和7年度最適化活動の目標設定等(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料の10ページをご覧ください。議案第3号「令和7年度最適化活動の目標設定等(案)」について、ご説明いたします。

こちらにつきましても、令和4年度から、国から、農業委員会の最適化活動の見える化を求められているところでもございまして、昨年度までの活動の実績等から、本年度の農業委員会の最適化活動の目標を設定いたしまして、ホームページ上での公開を、4月中に予定しているところでもございます。

「I 農業委員会の状況について」ですが、先ほど説明いたしました、昨年度の実績とほとんど同じ数値となっております。

唯一異なるのが「2 農家・農地等の概要」で、認定農業者、基本構想水準到達者等に若干の変動がありました。

次に11ページ、最適化活動の目標についてです。

「1 最適化活動の成果目標」「(1)農地の集積」の「①現状及び課題」の現状としましては、先ほどご説明した通り、農地全体の面積が11,900haのところ、6,935haを集積済で、率にして58.3%という状況でございます。

課題につきましては、依然として、昨年と同様、担い手の高齢化、後継者の不足により、新たな担い手の確保・育成(が求められる)。

農地の面的な集約化、整備を行っていく(ことが求められる)といった所が課題として設定されています。

「②目標」につきましては、引き続き、令和9年度の集積率80%を目標として、100haの新規集積を掲げております。累計の集積面積は、昨年度末時点での数字に100haを足した7,035ha、集積率59.1%を目指して集積を行うということで設定させていただきました。

「(2)遊休農地の解消」についてです。

「①現状及び課題」ですが、令和6年度の利用状況調査により判明した遊休農地は59.8haでございます。うち緑区分が27.6ha、黄区分が32.2haでございます。

これを受けて、課題としては、農業従事者の高齢化等により経営規模の縮小や、離農による不耕作地が増加している。その中でも農地が未整備など、耕作条件が悪く、引き受け手がない農地が増加しており、遊休化しているということとしております。

これを受けて「②目標」ですが、既存遊休農地の解消という所で、令和3年度の利用状況調査時に判明している8haの遊休農地を引き続き1.6ha解消していくことを目標として掲げているところです。

「b 黄区分の遊休農地の解消」につきましては、現状は、令和3年度時点で26haありますので、基盤整備事業の実施等を検討していくという目標を掲げております。

「イ 新規発生遊休農地の解消」

令和6年度に新規発生した緑区分の面積が2haございました。

こちらについては、発生していない地区もございますので、発生してしまった地区のみでの目標になりますが、新規に発生した遊休農地については、できるだけ早く解消するというので、2haの目標を掲げている

ところです。

次に12ページをご覧ください。

「(3) 新規参入の促進」「①現状及び課題」で、過去3年間の新規参入者の経営体と、集積を行った面積を記載しております。

課題につきましては、農業経営者の高齢化や離農が進み、後継者が不足している地区があるため、地域農業の新たな担い手を確保・育成する必要があると、昨年と同じように掲げております。

②目標としては、先ほど、ご指摘があったことではありますが、国から定められている様式に則って記載する必要がありますので、過去3年間の権利移動面積の1割ということで、66.1haと設定させていただいたということでございます。

続いて「2 最適化活動の活動目標」でございます。

こちらも、昨年と同じく、月に10日間、活動を行うということを目標として設定させていただいております。

「(2) 活動強化月間の設定目標」ですが、年に4回、と設定させていただいております。

内容は、昨年度と同じようになっておりますが、昨年度は、地域計画の策定に係る地域会合に、農業委員や推進委員の皆様にご参加いただきました。今年度は、地域計画の策定は終わりましたので、その見直しに関する、地域計画についての話し合い活動ということになるかと思っております。

開催時期が近付いたらご案内があるかと思っておりますので、積極的にご参加いただければと思っております。

また、夏場に行く利用状況調査についても、今年も例年同様に行く予定でありますので、地区内に遊休化している農地があれば、事前に調査をしていただいて、ご報告をいただければと思っております。

「3 新規参入相談会の参加目標」については、昨年度は3回、参加していただきましたので、目標を3回と設定させていただきました。

時期が近づきましたら、連絡会等でご案内させていただきますので、ぜひ、新規参入希望者からの相談に乗っていただければと思っております。

議案第3号についての説明は、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
この件につきまして、ご質問などありましたらお願いいたします。

委員 地域計画についての話し合いに出席して欲しいということですが、土地利用型農業の人には出席してもらわないと話合いが進まないの、(会合の

時期を) 10月以降にしてもらいたいと思います。

事務局 ご意見、ありがとうございます。

土地利用型農業の方にご出席いただかないといけないというのは、その通りだと思います。

担当の、(宇都宮市)農業企画課に、そういうご意見があったと伝えて、できるだけ多くの農業従事者の方にご出席いただける11月や12月に設定してもらえるように、地域計画の見直しの時期も関係しますが、可能な限り相談して調整したいと思います。

(地域会合の開催時期について)事前に(宇都宮市)農業企画課に確認して資料に記載しているのですが、ご意見を踏まえ、再度、日程を調整したいと思います。

議長 他にありませんか。

委員 (意見なし)

議長 ないようでしたら、議案第3号については、原案のとおりご承認いただくことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないと認め、原案のとおり決定致します。

続きまして、議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」について、ご説明いたします。こちらは、数年前に起きた、他県の市町での農業委員会の不祥事を受けまして、全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織として、綱紀粛正の徹底が図られたところであり、国から、毎年度、総会において、法令遵守の注意喚起を実施することとされておりますので、本年度におきましても、お諮りするものです。それでは、読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、

農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責務を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年4月25日。 宇都宮市農業委員会。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

委 員 (意見なし)

議 長 ありませんか。

委 員 (意見なし)

議 長 それでは、議案第4号については、原案のとおりご承認いただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、報告事項に入ります。報告第1号、報告第2号は関連がありますので、一括しての説明を求めます。

報告第1号「農業委員会事業実施報告」について。報告第2号「農業委員会関係会議出席報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 （報告第1号「農業委員会事業実施報告」、報告第2号「農業委員会関係会議出席報告」について報告）

議長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言願います。

委員 （意見なし）

議長 無いようですので、以上で、本日の議事は、すべて終了しました。慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局に進行をお返しします。

事務局 ありがとうございました。

それでは、会議次第7 その他に入ります。担当より連絡事項がございます。

（事務連絡2件）

以上をもちまして、宇都宮市農業委員会第5回定期総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

（閉会：午後5時04分）